

# 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

## 1 目的

建設業者の社会保険への加入を一層推進していくためには、必要な法定福利費が契約段階で確保されていることが重要です。

建設工事における元請一下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展しているところであり、品確法において、公共工事を実施する者は、技術者の賃金等、労働環境が適正に整備されるよう、適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならないこととされている。

草津市建設工事請負契約約款（以下、約款という。）の条項において、契約締結後に『法定福利費を明示した請負代金内訳書』を提出することを規定する。

## 2 意義

現場労働者（受注者および下請業者）の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中で確保する必要があることから、請負代金内訳書において法定福利費を明示し、元請・下請間での必要な法定福利費の確保に繋げる。

## 3 請負代金内訳書の提出方法

約款第3条第2項を改正し、次のとおり実施する。

市発注の建設工事を受注された事業者には、契約締結後5日以内の「工事着工届」および「工程表」の提出に加え、法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出を求める。

## 4 対象工事

令和5年4月1日以降に入札公告・通知を行う市発注工事のうち、契約書を作成するすべての工事。ただし、単価契約工事は除く。

## 5 請負代金内訳書の様式

様式は任意とするが、住所、商号または名称、代表者氏名、工事名、契約年月日、工期を記載のうえ、入札時に提出した工事費内訳書と同じ内訳金額および工事価格を記載し、末尾に工事価格に含まれる法定福利費を記載する。いずれも消費税及び地方消費税相当額を除く。

※別添見本参照

## 6 対象となる法定福利費

次の保険料の現場労働者の事業主負担分が対象となる。

- (1) 健康保険料（介護保険料含む）
- (2) 厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）
- (3) 雇用保険料

※現場労働者：技能士や建設機械運転者などの技能労働者、作業員など建設工事の

現場において直接作業に従事する方。

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て 拠出金	雇用保険料	労災保険料
事業主 負担分	○	○	○	○	○	×
本人負 担分	×	×	×	—	×	—

※ 労災保険料は事業主が全額負担（本人負担分なし）

## 7 法定福利費の算出方法（国土交通省資料より抜粋）

### （1）一般的な算出方法

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて計算を行うが、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは不可能であることから、見積もった「労務費」を賃金とみなして、それに各保険の保険料率を乗じて算出する。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費} \times \text{各保険の保険料率}$$

### （2）その他の算出方法

ア 労務費の算出が困難な場合、過去の工事实績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて算出する方法。自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を算出することもある。

$$\begin{aligned} \text{法定福利費} &= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合} \\ \text{法定福利費} &= \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費} \end{aligned}$$

イ 下請企業から提出された見積書等を活用する場合

下請企業から提出された見積書等に明示された法定福利費を合算して算出する方法。

$$\text{法定福利費} = \text{下請Aの法定福利費} + \text{下請Bの法定福利費} + \dots$$

※国土交通省資料『標準約款（公共／民間／下請）の改正』を参照してください。

<https://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf>

## 8 労務費の算出方法

（1）入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合

当該労務費を使用することができる。

(2) 入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合過去の工事実績から平均的な労務費率を算出し、この率を工事価格に乗じて労務費を算出する。

(3) 労務費の算出が困難な場合

厚生労働省が公表している労災保険料の算定に使用している労務費率を使用する。

$$\text{労務費} = \text{工事価格} \times \text{労務費率}$$

## 9 保険料率の考え方

保険料率の種類	保険料率の入手先	備考
健康保険料率	・協会けんぽのウェブサイト等 (個別に健康保険組合に加入している場合は、別途組合に問合せ)	(協会けんぽに加入の場合) 都道府県単位の保険料率
介護保険料率		加入率(40~64)歳の被保険者割合を加味する
厚生年金保険料率 (児童手当拠出金)	・日本年金機構のウェブサイト等 (厚生年金基金に加入している場合は、別途基金に問合せ)	—
雇用保険料率	・厚生労働省のウェブサイト等	「建設の事業」の料率を用いる

### (1) 健康保険の保険料率

健康保険および介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ(全国健康保険協会)や健康保険組合の保険料率を用いる。(協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められている。)

また、協会けんぽの介護保険の保険料率は、全国一律となっているが、介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までとなっており、保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要があるが、介護保険の対象となる40歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難である。

そのため、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況(被保険者全体に占める40~64歳の割合)を勘案して設定する方法等が考えられる。

(参考) 介護保険料の算定に使用する保険料率の考え方

$$= \text{協会けんぽの介護保険料率} \times 1/2 (\text{事業主負担}) \times \text{加入率} (40\sim64 \text{ 歳の被保険者割合}^*)$$

※協会けんぽウェブサイトの被保険者数及び被扶養者の年齢構成割合より

(2) 厚生年金保険（児童手当拠出金含む）の保険料率

厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できる。（厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要がある。）

また、児童手当拠出金の料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されているものを用いる。

(3) 雇用保険の保険料率

雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められており、その中の『建設の事業』の保険料を参考にする。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することが可能である。

(4) 健康保険、厚生年金保険の適用除外者であるものの取扱い

常時使用する労働者が5人未満の個人事業所（支所）や一人親方などは、健康保険、厚生年金保険に加入する義務のない、いわゆる『適用除外』となる。そのため、各保険の事業主負担は発生しない。

したがって、適用除外となっている現場作業員の法定福利費については、内訳明示する法定福利費から除外する必要がある。

実際には見積段階で適用除外となる作業員の方を把握することは、実務上、難しいと思われるので、見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として健康保険・厚生年金保険に加入するための費用を内訳明示の対象とする。その後、元請企業（直近上位の注文者）と協議を行い、最終的な金額を決定する。

10 法定福利費の算出方法に関する国土交通省のホームページ等

（下記参照）

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html)